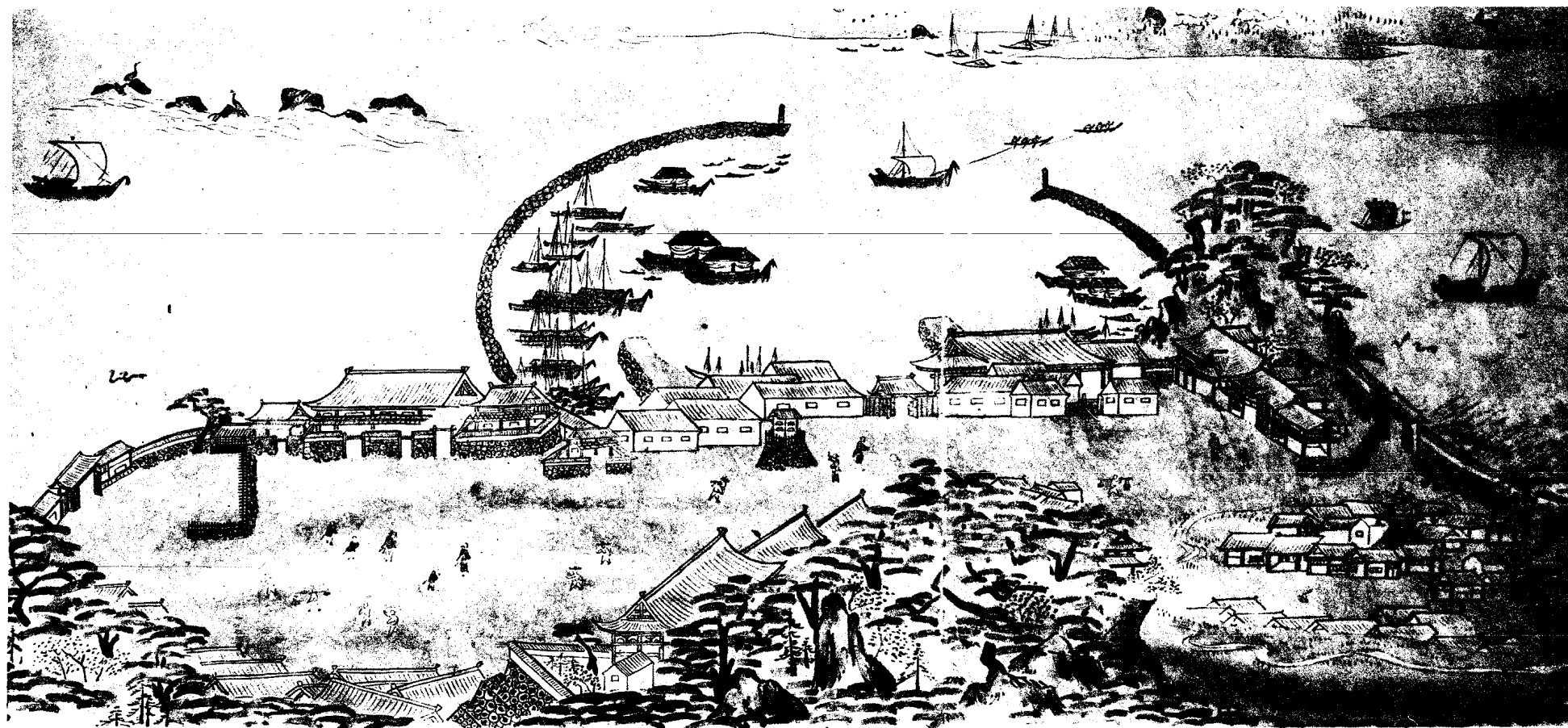


Title	日鮮貿易史上の三浦と和館
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.3 (1922. 5) ,p.51(401)- 82(432)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:草梁頂和館繪圖(武田勝藏所藏)
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



(藏所藏勝田武) 圖繪館和頂梁草

# 日鮮貿易史上の三浦と和館

こゝに云ふ日鮮貿易とは、明治維新以前に於ける李朝鮮と我國との貿易の意味である。殊に徳川時代に於ける日鮮貿易と云へば、即ち對馬と朝鮮との貿易に限られて居る。こは徳川幕府と朝鮮との修交即ち信使來聘に、對馬の島主なる宗家の勞を執る事に據りて、家康以來幕府より興へられたる特權である。

## 一

先づ順序として宗家と朝鮮との修交について記さう。この宗家と半島との修交は既に前朝高麗時代に於ても、かなり親密であつた。其證は高麗史卷四十一恭愍王十七年(正平二十三年)の條に、

秋七月乙亥日本遣使來聘、己卯對馬島萬戶遣使來獻土物、中略閏月中略遣講究使李夏生于對馬、中略十一月丙午對馬島萬戶崇宗慶遣使來朝、賜宗慶米一千石、

と見え、「崇宗慶」は宗家五代刑部少輔經茂のことで、宗慶は彼の號である。

この高麗は内亂と倭寇の侵掠に據り、遂に亡び、これに代つて李成桂が朝鮮を建設するに至つた。

(明太祖廿五年)この李成桂即ち太祖は倭寇鎮壓に功を樹て、衆人の聲望を博し、よつて國王となつたと云

(元中九年)

はるゝも、其實倭寇は息む事なく益々其の沿海を侵掠して居る。彼の即位の當初使僧を我國に遣し、足利幕府のこれに對する答書中に(明德三年十月廿七日)

仲冬初貴國僧覺鎚來、將諸相國命、達書于我征夷大將軍府、諭以海寇未息、兩國生覺、此事誠如來言、海隅民、敗壞教化、實我君臣之所耻也、今將申命鎮西守臣、禁遏賊船、放還俘虜、必當備兩國之隣好、永結二天之歡心、實所願也、(善隣國寶 記卷一)  
とあるに據つて明白である。

この倭寇は時により自ら盛衰は免れないが、其の主なる根據となす處は即ち彼の沿海に最短距離なる對馬である。それ故彼にても前期高麗の滅亡に鑑み、其の巢窟たる對馬に對する警戒は怠る事はなかつたのである。

## 二

然るに南北兩朝合一後より義滿晩年にかけて、足利幕府の權威備はり、政命西海に及ぶを以て、倭寇の半島並に明邊却掠は稍薄らきて來た。それは明主の義滿に與へた國書中に、屢々倭寇の禁遏を謝して居ることによつて知る事が出来る。其の一二をあげてみると、永樂二年十二月(應永十一年)に

又能遵奉朝命、禁止壹岐對馬之人、不爲海濱之害、用心勤至、尤爲可嘉、

又同五年五月(應永十四年)に

自今海隅肅清、居民無警、得以安其所樂、雞豚狗彘舉得其寧者、皆王之功也、(善隣國寶 記)かくの如く義滿

存命中は明の歡心を買ふために倭寇の禁を嚴にしたので、彼等も一時は鳴を静めて居つた。然るに彼の没後は直に再燃跳梁跋扈して、永樂八年(應永十  
七年)並に同九年を始として、引續き明國の沿岸を侵掠し始めて居るを見れば、半島沿岸も亦其難を免れなかつたものと思はれる。(明朝紀事本末  
末圖書編)殊に半島海濱の村邑には我邊民の居住し、商漁を業とするものが少くなかつたのであるが、これ等の者の中にも倭寇に類する者が増加するに至つた、其の爲李朝三代太宗十八年三月(應永二  
十五年)には慶尙道沿岸に居住する「興利倭人」即ち倭商等を一定の場所に分置すべき命を出して居る。(太宗實錄)

同年八月に太宗は「屢致災變、且有宿疾、近來尤劇」とて、位を世子明德(世宗)に譲り上王と稱した。この讓位は内政のみを讓つたので、兵馬の實權は太宗親らが執て居つた、これ全く太宗の専心倭寇殲滅にそゝぐために外ならないのである。

其の翌世宗元年(應永二  
十六年)正月に倭寇の虜となつた明人逃れて彼國に走り、倭寇戰艦を造り來る三月を期して明邊を侵掠せむとの報を傳へた。又五月には倭寇三十二艘庇仁縣の都豆音串(忠清道)に寇し兵船を焼き、更に進んで其縣城を圍み、城外の民家を虜掠し、猶同月十一日には倭寇三十八艘海州の延平串(黃海道)を侵し、助戰節制使李思儉、萬戶李德生の兵船を圍み、明に向ふの糧を贈らしめて漸く圍を解き去つた。かくの如く倭寇の被害朝夕に増加するを以て、太宗は兼ての計畫即ち倭寇掃蕩のため對馬に大舉して、其の根據を一掃せむことを實行するに至つたのである。

太宗は先づ群臣と議し、兵曹判書趙末生の說に従ひ、賞時倭寇の明海を寇しつゝある虛に乗じ、其の巢窟たる對馬の淺海灣内に侵入し、其妻孥を捕へ巨濟島に伴ひ、こゝに倭寇の歸路を邀撃し、其船

を焼拂ひ、貿易に來れるものも悉く拘留し、命に逆らふものはこれを斬り、以て後日の患を永遠に絶つ可しと命じ、九州の倭人に對しては相誡めて拘留驚動することなからしめた。猶太宗はこの遠征の前趙未生をして都々熊丸(貞盛)に書を致さしめて居る、即ち「征對馬島教書」にして、甚だ長文のものであるが、其の主要なる點を左に掲げて見よう。

予紹大統、莅國以來、克承先志、益申撫恤、雖或間有草竊不恭之事、念都々熊丸之父貞茂慕義輸誠、犯而不校、每接信使、館焉以留、仍命禮曹厚加勞慰、又念其生理之艱、許通興利商船、慶尙道之米粟運干馬島者、歲率數萬餘石、庶幾養其體、以免饑餓、充其良心、耻爲草竊、並生於天地之間也、予之心、蓋亦勤矣、不意近者忘恩悖義、自作禍胎、以取覆亡、然其平日投化、及以興利通信而來者、與今望風而降者、則並皆不殺、分置諸州、仍結衣食、以遂其生、又命邊將、率領兵船、進圍其島、以待卷土而降、今其島人、尙且執迷不悟、予甚憫焉、○中略若能幡然悔悟、卷土來降、則都々熊丸錫之好爵、頒以厚祿、其代官等如平道全例、其餘群小、亦皆優給衣糧、○中略若乃不歸本國、不降于我、尙懷草竊之計、仍留干島、則當大備兵船、厚載糧餉、環島而攻之、歷時既久、必將自斃、云云

されど貞盛はこれに對して何等の返答をなさなかつたものと思はれる。こゝに於て太宗は李從茂に遠征に就いての教書を下し、彼を三軍體察使となした。彼は九人の節制使を率ひ巨濟島を發し對馬に向ひたるも途中逆風に會ひ引還した。其の兵船は二百二十七艘、總員は一萬七千二百八十五人、糧食は六十五日分を準備して居つた。其後再び一部の兵船を對馬に送り、彼等は豆知浦(淺海灣内)に入り、其の附近の漁家一千九百三十九戸を焚き、斬首百十四、生口二十一を得たと其の實錄には記してある。こ

れを對馬の史料に據つて見ると、彼等は六月二十日に淺海灣内に侵入し干戈を交えて、同廿六日には彼上縣郡糖嶽附近に於て一大決戦が行はれた模様である。こは倭寇との交戦にあらずして、對馬の島主宗氏並に太宰小貳の兵との交戦であつた。結局廿六日の交戦の結果侵入軍の敗北と歸し、終に當初の戰略を遂行する事能はずして空しく退去するに至つた。彼の實錄にもこの戰の敗北の記事を載せ、彼等の戰死者は百八十人と記して居る。これを國史上では「應永の外寇」と呼び、元寇以來の一大外難と稱して居る。要するに其結果は不成功に終つたが、太祖のかゝる策を執るに至りしは到底從來の平和手段にては倭寇の害を永遠に絶つての不可能なりと信じたためである。序ながら記して置くが、對馬の史料ではこの外寇に於て、時の島主宗貞茂は親ら戰に臨み、糠嶽にて防死したとしてあるが、朝鮮の史料（太宗實錄）によれば貞茂は其前年即ち太宗の十七年（應永廿四年）九月より風病を發し、翌年三月には人を彼地に遣りて其の藥を求め、彼よりもそれを贈つたが、其の効なく同月四日遂に病死せりとして居る。太宗は貞茂の生前に於ける禁寇の勞を思ひ、行司直李藝を對馬敬差官として、對馬に遣し吊祭せしめ、猶厚賻を贈つて居る。又對馬よりも、同月對馬國守護代榮人を彼に遣り、禮曹に贈書して、貞茂の嗣子都々熊丸（貞盛）の謝意を表して居る。

### 三

この外寇の年は倭寇の凶年で、この外寇に前後して朝鮮邊海より明邊に向ひたる二十艘二千余の倭寇は金州衛金線島西北の望海塙に於て、遼東總兵都督劉江の爲に擊破せられ「生擒數百、斬首千餘、

間有脫走艚者、又爲隆等所縛、無一人逸者」と記されてある。(明朝紀 事本末)然しこれ等の爲め一時は屏息したるも復讐心の強き邊民は其の恢復と共に、其後間も無く明海に出没し、彼にても全力を鎮寇に盡して居つたが、其の警備の嚴なる處には遠ざかり、緩かなる處には近づき、肆に殺掠して歸つて居る。

(明史 圖書編)明邊にしてかくの如き状態なるを以て朝鮮沿岸も亦其害を免れなかつたのである。宗氏世系私記に、

貞盛使嘉賴(小)居三根中村厚遇待之、持世領少貳之地、宗氏亦失六郡地、貞盛家臣居六郡者敗來對州、待恢復之期○中略

當此時筑肥敗走之徒多投對馬、掠奪朝鮮、東西至干無民、朝鮮不能制之、海賊縱橫西海、とあるは蓋し當時の狀況と相去る事遠からぬものと思はれる。

さて朝鮮はかくの如く應永の外寇の結果、却て怨を倭寇に受くるのみなるを察し、倭寇に對する方策を變へ、再び懷柔策を執り、對馬より通商を請ふ時は是を許諾することにした、然し今後は其の場所を制限することとした。世宗實錄六年(應永卅一年)十月の條に、

對馬島左衛門太郎(島主宗貞盛)謂臣等曰、、、然此土之人不信吾言、以爲上國待我不與宗貞茂時同、前此魚鹽和賣、聽各浦通行、今至於乃而浦釜山浦外、毋得通行、

即ち熊川郡の乃而浦(一名 齋浦)と東來郡の釜山浦の二ヶ所のみを制限したのである。勿論對馬以外の者も亦この兩所に限られたのである。かくの如く兩所のみが開放せられたために、西海の邊民は争つて集合し、互市魚釣上自ら競争起り、對馬人は充分の利を得るとが出来ず、遂に他の港の開放を彼に迫つた。



彼にても倭寇の防止のため止むを得ず其の要求を入れる事となつた、世宗實錄八年(應永卅三年)正月の條に、對馬左衛門太郎使三末三浦羅來朝、奉書于禮曹曰、本島無田地、諸巨濟島農田一區、使人耕稼且商泊、只許乃而浦、富山浦兩處到泊販賣、請通泊左右道各浦、任意行販、佐郎慎幾答書曰、諭給巨濟島土地、居民開墾已盡、難以塞請、兼諭商船往來處、謹將轉啓、在前來泊乃而富山兩浦外、蔚山鹽浦亦許販賣、

又同年十一月禮曹參議金孝孫より島主へ送書中にも、

本曹因足下三請、在先商船來往、乃而富山兩浦外、蔚山鹽浦亦令販賣、

と見えるが如く、遂に前記三浦の外に蔚山郡の鹽浦をも同様に互市釣魚を許すこととなつた。かくして日鮮貿易上三港が開放せられ、これを史上に「三浦」と稱呼するのである。

さてこの三浦は互市釣魚を許すと云ふも、未だ我が國民の居住は許されて居らぬ、然し島民の年と共に永住する者多くなり、彼にてもこれを快しとせず、遂に世宗の十八年(永享八年)島主貞盛に三浦居留民を悉く刷還すべきを請ふた。ために島主は彼の請を入れ其の居留民を歸國せしめたが、たゞ貿易上姑く在住の最も久しき者六十名に限り、乃而浦に居留するを請ふたので、彼も其の意を諒として、居留を許すに至つた。(海東諸國記)然しこの刷還も一時的のもので、其後又再び居留するもの増加して、世宗實錄二十一年十月(永享十一年)禮曹の上啓に、

前此乃而浦仍居倭人、但六十人而已、今知印鄭次温審覆啓大槩二百餘人、富山浦則本無仍居倭人、而次温所啓凡一百六十餘人、則倭人稱爲商販而來、仍居不還者頗多、請前定六十人外、並皆刷還爲

便、此意致書宗貞盛處、待明春推刷還送、

と見ゆる如く、世宗十八年以來僅か三四年にして、乃而浦に二百餘人、富山浦に一百六十餘人富の居留民を見るに至つた。こゝに於て同年同月禮曹より島主に先の約束を守らざるをせめ、且明春早々に三浦居留民の刷還の履行を迫つた。其の送書に、

歲在甲寅、本曹敬奉王旨、商賣仍居、古來未聞、商船出來、賣買已畢之人即令回還、其經久不回者、依式收稅以充國用、敬此遵行、間去丙辰(世宗十八年 永享八年)依足下書契、本沿邊各浦居人、並皆刷還、唯六十人從請故留、其後貴州人民初因賣買而來到於乃而浦、富山浦等處、仍而不還者甚多、無異前日、前此仍居六十名、姑令仍留、其餘各人等、敬依上項王旨事意、待來春並令推刷發還、惟知悉、

然しこれ逆も對馬に何等の響無く、或は一時は申譯に一部を刷還したかも知れぬが、猶益々増加するのみであつた。かく一方に刷還を迫りつゝあるも、他方にて居住を默許して居るのは云ふ迄もなく、倭寇の害に比してさほどに大なるものでなかつた爲であらう。

#### 四

以上の如く對馬と彼との通交は三浦の開放以來比較的圓滿であつたが、こゝに彼我間の通交を永久不變のものとする機會が來た。それは倭寇であるが、對馬の倭寇は彼れとの通交による利の大なるため鳴を静めておつたが、西海の倭寇は明邊を荒らし、英宗の正統四年(永享十一年)四月の如きは浙東を侵し、大島に寇し、桃渚に入り殺掠を肆にして去つて居る(明史圖書編)

其後西邊の倭寇は世宗二十五年(嘉吉三年 正統八年)に明の沿海を侵掠し、歸途濟州島に寇したるに却て其の邊將

のために捕へられ、其の餘は對馬に遁れ去つたので、彼より李藝を對馬に遣し島主に諭さしめ、島主も亦敢て匿す事なく彼等十三人を藝に付した。こゝに於て彼は對馬の好意に動き、彼より進んで禁寇を條件として、對馬に有利なる約條を結ぶに至つた。時に後花園院天皇の嘉吉三年なるを以て、史上に「嘉吉約條」又は「癸亥約條」と稱するのである。(世宗實錄朝 鮮通交大紀)

この約條は日鮮約條の最初のものであるからして、次に少しく説明しよう。この約條は次の二ヶ條で、

- 一、島主處歲賜米豆二百石事、
- 一、歲遣五十船、而如有不得已報告事、則數外特送事、

即ち每歲島主に米豆合せて二百石を贈り、これを「歲贈米」と云ひ、猶歲遣五十船即ち貿易船五十艘並に特送若干艘、この特送は普通に特送船と呼び臨時の事件につき使者を送る船なるも、實質は歲遣船と何等異なる處がなく、宗家(島主宗氏をいふ)にては利の多きを望み、些細の事にこと寄せて特送を年々増加したのであつた。これ等の歲遣船は乃而浦と富山浦に分泊し、特送船は任意に三浦に泊するの定である。(海東諸國記)

これ等の諸船には各々使者が乗船するを以て、彼にては使者に對して最善の待遇をなし、渡海の勞を稿ふために其の港に於ては盛なる宴を開くこれを「三浦の宴」といひ、且首都に案内し、其の沿道各地にては「路宴」を開き、入京して國王謁見の日には「闕内宴」即ち「賜宴」今日の官中宴あり、又禮曹即ち今日の外務大臣に當るものは「禮曹宴」即ち「饗宴」を催して、其の渡海の勞に報ひ更に「拜辭日」即ち使者

退京の謁見日には前の如く「賜宴」並に禮曹の「餞宴」即ち送別の宴あり、使者には島主への多數の「別幅」即ち贈物を託し、彼にも亦「例賜」「別賜」の贈物をなして退京せしめ、其の歸路は往路の如く「路宴」を催すのである。又一方三浦に淀泊中の船に對しては一定の期間内水夫に至る迄彼より賄ふのである。これは危険な倭寇よりは實に相方とも安全の方法であつたのである。

以上の約條は島主との約條、即ち島主との貿易である。この外島主の一族も亦彼と歲遣船又は歲贈米を約するに至り、其の翌文安元年には宗盛家(仁位郡主)は四艘、其の翌二年には宗盛弘(島主の從弟)も四艘、次いで寶徳元年には前記盛家はなほ三艘を増加して居る(海東諸國記)

右は對馬一島に就てあるが、近畿中國西國等の大名、豪族、或は神社佛閣に至る迄で宗家の媒介により歲遣船を約するものが増加して來た。尤もこの約條以前に彼と歲遣船を約しておつた大名小名も少くなかつた、例へば足利幕府は申す迄もなく中國では大内、山名、西國では細川、河野、九國では澁川、大友、小貳、松浦黨等の如きである。然しこれ等の中には倭寇に類するものも少くなかつた爲、この嘉吉約條後は彼と貿易する船は大名小名の如何に拘らず全部宗家の「文引」即ち「吹嘘」と稱する文書を持つる定となした。この吹嘘とは宗家の認めたる貿易船たるを證する爲に「圖書」即ち「勘合銅印」を押した文書である。當時に於ける吹嘘は見ぬが、徳川時代に於けるものには二種ありて、各道各官防禦所、並に東萊釜山兩令に宛てたもので、其例をあげて見れば、

日本國對馬州太守拾遺平 某 啓達

朝鮮國各道各官防禦所 僉足下

茲發「歲條第壹使水木船」、遇颶漂轉、幸勿疑訝、助達草梁、不備、

年干支 月 日

對馬州太守拾遺平 某

圖書を「某」の處に押し、用紙は鳥子の如き厚い紙である。又圖書は銅印であるが、其寸法は當時のものに就いては記録に見えぬが、徳川時代に於けるものは自分は先年一二見たことがあるが、曲尺で方二寸一分あり、島主の名が篆文(陽字)で刻つてある。猶他日これ等諸般の事につきては「歲條送使と規外送使」との題のもとに記述して參考に供したいと思つて居るから、ここには略しておくことにする。

## 五

さて如上の三浦は嘉吉約條で正式に開港せられ、我國人の往來貿易が繁くなつたが、これ等は以前の如く永住は許されて居らぬ、しかし多數三浦に居留して暴行をなす者も少くない、従て彼此の間に釁を生ずることも珍らしからぬので、世宗の次王文宗の元年(寬徳三年)に王はこれを憂ひ諸臣に其の對策を問ふて居る。即ち實録に、

倭人寓居各浦者多、日以滋蔓、慮或暴橫者生釁構禍、何以處……倭人則世宗朝推刷定數、今與禮曹考例以聞

と見えて居るが其後も益々我國人の永住するもの増加して來たのである。

一體其當時三浦に何位の居留民が居つたかといふと、次王世祖十一年(文正元年)巡察使朴元亨の調査に據れば(海東諸國記)乃而浦に、戶三百、男女一千二百餘口、

富山浦に、戸一百一十、男女三百三十餘口、

鹽浦に、戸三十六、男女一百二十餘口、

合計約一千七百人である。これを二十八年前世宗二十一年に比較すれば乃而浦の如きは二百餘人より一千二百餘人に増加し六倍以上となつて居る、各浦は立派に一つの日本町を形成するだけの人口で、それ故彼にて所謂「庇を貸して母屋を取らるる」の危懼を抱き、再三再四居留民を刷還せしめむとしたのも無理ならぬ事である。

其後間もなく世祖の十三年(應仁二年)三月にも亦島主成職に三浦居留民の刷還を促して居る即ち其實録に、

貴州隣近我境、國家憐撫一視同仁、以至行商釣魚資生營業、無願不縱、貴州亦篤輸誠、貴州民因商販而來、願居三浦者、聽其留住與國民無異、自是投寓日增、歲甲寅我先王命通書先島主(貞盛)、悉令刷還、先島主請姑留六十人曰、徐當畢刷還、此非他意也、良由此疆彼界既限滄溟、宜自區別、況商賈之人仍居他國、古所未聞、此我先王與先島主長顧遠慮者也、比來無賴之徒、不念我國生育之恩、不體島主投款之誠……

近來富山浦者、因匪皆聚黨、操兵剽追萬戶、又有擅耕公田者、此皆三浦來居者、新舊雜沓、久而生姦、必致不請、不可不懲、更具以聞、敬奉王旨、可遣島主書、速令檢究剗害邊民、逼萬戶、擅耕公田者痛懲、居三浦者亦亟如先約、

又次の島主貞國の時にも書を送つて、居留民の刷還を迫つて居るが、貞國は「以我從小二殿、在博多兩年、

未得奉行、然當不食言」と答へて、更に刷還を履行した模様はない。(海東諸國記)丁度この時貞國は大宰小貳武

藤頼忠と共に筑前に攻め入り大内の軍を破り(文明元年)、頼忠再度舊領を復して宰府に住し、貞國も亦九州

の舊地を復したので住吉に居り、家臣宗播磨國久を對馬の留守として居つた時である。(寛政重脩諸家譜)

かく三浦居留民の刷還は履行せられず、却て歳々増加するのみで、其後成宗二年の頃(文明三年)には、富山浦

に戸數六十七、男女老若合せて三百二十三人、見江寺、憩月庵の二つの寺があり、齋浦(乃而浦)には戸數

三百八、男女老若合せて一千七百二十三、寺十一あり、其の寺の名を擧げて見れば、觀音寺、長松庵、

禪福寺、江福寺、陳明菴、慶雲寺、荒神菴、朝音寺、佛寺、養安寺、正明寺で、又鹽浦には戸數三十六、男女老

若合せて百三十一、寺が一つあつた(海東諸國記)、又同王の六年(文明七年)三月慶尙道觀察使承諭馳の啓する處に據

れば、三浦の戸口の數は、富山浦に戸八十八、内寺三、人口三百五十、内壯男一百二十五、壯女一百三

十二、老男六、老女八、弱男四十、弱女三十四、壯僧五、齋浦に戸三百、内寺十一、人口一千七百三十一、

内壯男六百七、壯女六百五、老男三十三、老女十九、弱男二百三十四、弱女一百八十七、壯僧四十、弱

僧五、鹽浦に戸三十四、内寺一、人口二百二十八、内壯男四十二、壯女四十三、老男八、老女八、弱男十四、

弱女十二、老僧一、(成宗實錄)であつた。この壯男女とは四十歳前後のもの、老男女とはこれ以上のもの、弱男

女とは小供のことである。

この計數を九ヶ年前世祖十一年に比較する時は、富山浦は約二十人、齋浦は五百餘人、鹽浦は若干人の増加になつて居り、なほこれによれば各浦には寺院迄備はり、立派は一日本町を形成して居つたのである。一つこゝに注意すべきは各浦とも女の數の男より多き事である、これは各浦に於ける我が貿易船の

出入の繁きことを語るものでなからうか。

## 六

前述の如く三浦の居留民は年々歳々増加し、彼にても遂に其の居留を默許するに至り、爾後彼我何等特筆すべき罅隙も見ず、無爲二十餘年間修交を深くして居たが、こゝに中宗の五年(永正七年)に彼我の一大衝突を起し所謂「三浦の亂」となり、日鮮間の通交は一時中絶を見る様に成つた。

この三浦の亂の原因に付きては未だ定説がないが、先づ「寛政重修諸家譜宗氏」によれば、是年(永正七年)の春大内準國王使をたて、朝鮮につかはす。時に宗家の文引なし。彼國これを難す。即ちいふ、大内は鎮西の都督また何ぞか必ずしも引を對馬に受んと。義盛(島主)歳毎の使を遣すに及び、却てこれを拒みていれず。義盛大いて怒り、家臣宗能登盛弘をして朝鮮を討しむ。

これによると大内の使船が嘉吉約條に定めたる對馬の文引を持して行かざりし事が其の原因となつて居る。この大内の使船は當時に於ける大内氏の威光を笠に著て各地に到りて暴行した、其の著しき例は是より少し後大永三年(嘉靖二年)寧波に於ける暴行である、即ち同年大内の船が僧宗設を使者として明の寧波に到着したが、これと相前後して管領細川高國の使者僧瑞佐及び明人宗素卿等も同港に來着した。從來我使船彼地に至ると、貨物の點檢並に饗宴の禮を其の使船到着の順序によりて行ふの例となつて居つた。然るに細川の素卿は彼地の市舶大監に贈賂して、先着の大内の使船より先きに檢閱を受け、且宗設の上座に著いた。爲に大内の宗設一行は憤怒の餘り遂に細川の使者たる僧瑞佐等と争鬪を始め、市舶大監の素卿等を援助し兵器を貸與したるより、宗設等益々亂暴をなし、進んで紹興に至り瑞佐を殺し、



其の附近の地を蹂躪し、備倭都指揮劉錦、千戸張鏜等を虐殺し、暴虐を肆にして歸國したのである。

(明史圖  
書編)

これ等の事を以て見れば、諸家譜の記事は簡單なるも、永正七年に寧波事件に類する亂暴をなせしものかとも思はれ或は又眞の大内の使船にあらずして、海賊の類の大内の使船と稱して彼地に至り、倭寇の本業をなしたるものかも知れぬ。かゝる亂暴なる使船の取締を宗家が怠りたる其の譴責の意味で宗家の使船を一時拒みたるものではあるまいかとも思はれる。

次に「朝鮮通交大紀」には

從是さき、我州の奸民潜り、船夫或は漁採人などに混じて、彼國に至り、三浦の居倭と同じく謀りて夜に乘じ邊浦を掠め、人民を殺し、財貨を奪ひ、或潜商奸淫頻に其兇惡を肆にしたりし故、かの國たびく此事を我州に告たりしに、いかなる仔細なりしにや、我州嚴しく是を處治せらるゝ事もなかりしかば、彼國甚是を憤りしなり。此事を輿地勝覽に記して云へらく、時釜山僉使李友會を以て、是を制せむとして、濫りに留倭を鞭撻せしによりて、釜山の倭人怒を積み、齊浦の居倭と同じく謀り、夜に乘じ釜山城を陥れ僉使李友會を殺し云云

これによれば州の奸民の彼地に於ける潜商暴行を以て其の原因をなして居る。

要するにこれ等の諸件合して原因となつて同亂の起りたるものと思はるる。同亂に於て島主の一族たる能登守盛弘の州兵三百を率ひて渡海したと云ふ史實は確實なる事なれば、これより考ふるに、彼にて前記大内使船の事より、宗家の使船を拒絶せしたため、其の無禮を詰り、且談判として島主より盛弘が遣

はされたので、州兵を率ひたるは外交史上往々見る處の威嚇に過ぎずして、最初より彼と干戈を交へる考にはあらざりしものと思はる。然るに其の談判意の如くならざりしため盛弘の怒と、三浦に於ける居留民の釣魚貿易者の不滿並に釜山府使等の威脅暴虐に對する憤怒と相合致して遂に兵を擧げ、先づ釜山城を攻め兼日讎怨ある同府使李友曾を殺すに至りしものと思はる。次いで釜山城を落した勢で、齊浦に至り其僉使金世鈞を執へ、路を分けて、熊川、東萊の二城を圍み、熊川縣監韓倫は遁れて、同城は難無く陥落したが、東萊は攻圍の兵少なきを以て抜くことを得なかつた、警報頻に傳り、節度使金錫哲馳せて上聞し、國王驚き前節度使黃衡を左道防禦使、柳聘年を右道防禦使として直ちに發向せしめ、尋で左議政柳順汀を都體察使とし、兵曹參判安潤徳をして都巡察使とし更に柳順汀を都元帥とし、朴永文を都巡察使とし、安潤徳を副師とし、又右議政成希顔を都體察使とし、京畿、忠清、江原三道の兵を發し、期を刻して師に赴かした、然るに安、柳、成等何れも行くを憚り、已むを得ず後に發せしが、黃衡、柳聘年等先づ進み右水使李義宗、節制使李備等舟師を以てこれを夾撃した。時に盛弘衆寡敵すべからざるを知り、京瀨播磨某に二十三人を附して歸國せしめ、以て事の次第を島主義盛に告げしめ、四月十九日自ら進み柳聘年等と熊川に奮戦し従者と共に戦死した。盛弘時に年三十一、其年六月州人これを上縣郡豐崎村に祀り、高崎大明神と崇み、祠は今日尙存して居る。

この熊川の戦は水上で行はれたのである。(輿地勝覽、實錄、宗氏家譜、等)

この戦は結局對馬の敗北に歸し、これが爲に彼我の通交は一時全く中絶となつたのである。この通交の有無は對馬一島民の死活問題であつた。

こゝに於て島主盛長(この時義盛一時子盛長に世を譲る)は其翌永正八年足利將軍義植に通交復舊を懇願した。そこで義植

は其の請を入れて、大内義興に命じ、書を國王に贈り修交の復舊を計らしめた。時に僧弼中使者として國書を携へしも、國王中宗頑として應じなかつたが、侍臣成希顔、柳順汀等反覆力請して、和好の特策たる事を陳述したので、王もこれに従ひ、先づ對馬より三浦亂に關係せし者の首級を函にして送らむことを要求したために宗家より賊の首級と稱するものを送り茲に舊交復し、且つ約條を改正した。この約條を「永正約條」又は「壬申約條」といふ。

## 七

この永正の約條は、

- 一、島主處歲賜米豆共二百石内減一百石事、
  - 一、受圖書、受職人等並不接待事、
  - 一、島主歲遣五十船減爲二十五艘、内大船九隻每隻船夫四十名、中船八隻每隻船夫三十名、小船八隻每隻船夫二十名事、
  - 一、島主特送船減定、若事有則付歲遣船中來告事
  - 一、島主子宗熊滿歲遣船三隻、而大小不定事、
  - 一、島主姪宗盛氏一船事、
  - 一、受職人一人、而歲遣船以下每一船上京一人事(通文館志)
- 右の七ヶ條であるが、前の嘉吉約條に比すれば(一)歲賜米豆、遣歲船の半減と、其の船體並に船員の制限、(二)特送船の廢止、(三)島主以外の歲遣船の限定、(四)上京の使者の一人たる事等である。かく前

約條に制限を加へたるは前約條の受動的なるに反して、この約條の能動的なるがためである。猶對馬に執りて大打撃なることは三浦の居住を嚴禁せられ、たゞ齋浦のみに和館を設けて宗家並に各州の使者を接待する事であるが對馬は止むを得ず是に従はざる得なかつた。

さてこれ以前朝鮮は足利幕府に於けると、宗家に於けると、兩々自ら相關せざる如くであつたのに、此時始て足利幕府の使によつて兩者の約條が定められたるは我外交史に特筆大書すべき事柄で、爾後この例を踏襲して居るのである。

次にかく制限されたる對馬を見るに、到底かゝる約條にては満足せず、猶約を履ます居留するもの増加し、其上既往の如く島民の屢々彼の沿岸を掠奪することもあつた。中宗三十六年(天文十年)金安國の島主晴宗に贈れる書中に、

晝乘輕舸、托稱漁翁、橫行浦島、逢人則却、或殺或掠、夜超垣籬出入里落、密約奸商、潛相貨買、奸姪鬪鬩、無所不至、此等情跡有難枚狀、凡諸禁約大法、無不冒犯、

と見ゆるが如く潛商争鬪は日夜絶えなかつたが、遂に同年七月十二日些細なる事より兩者の間に大衝突起り、齋浦の居留民三百人歸島するに至つた。この時彼にては島民を拒絶せんとの説なりしも、尙震の「若不通我國、則無所資生、必爲窮寇、不可輕易拒絶也」との説に従ひ、同十三年齋浦を閉じ和館を釜山浦内豆毛浦に移し、こゝに島民を居住せしむる事とした。

其後不滿ながらも大なる葛藤を見ることなくして、二十餘年間無爲に経過したが、永祿年間に彼に迫り歲遣船五艘を増加し、更に歲遣船の大中小の定限の廢止を迫つたが、彼はこれに應じなかつた。

なほ更に十餘年後天正九年に船體の如何に係らず、歲遣船二十艘を増加せむ事を要求し、且再度齊浦の開港をも併せて要望した、然し勿論彼はこれを容れなかつた。即ち萬曆九年五月附の國王李恒贈書中に、

齊浦間路、彼此俱病、當初截斷、寔有深意、今若一毀其防、易生嫌疑、引惹事端其爲鄰好之害、不既多乎、馬島船隻至加其五、大中居多、其待馬島德至渥也、曾不念此、每馮貴价、屢動德音、願加二十、不限大小、多見島主之不知足也、——(續善隣國 寶外記)

とあり、右の書によれば、齊浦開港並に増船の要求は共に足利幕府の名によりて、彼に交渉されたるが如く見える、先きの永正約條の例を履みたることは記す迄もない。

## 八

さて其後さしたる忿争も無く経過したが、文祿元年春より「朝鮮の役」起り、爾後日鮮間の通交は國際上の斷絶となり、慶長十四年に家康の平和主義に基づき國交復舊する迄約十八年間島民は塗炭の苦を嘗めたのである。

宗家の秀吉の命による國王入朝の交渉、朝鮮陣に於ける功績並に家康の命により國交を復舊し信使來聘を計りしことは他日稿を改めて論述したいと思ふからこゝには略す。

この慶長に於ける國交の復舊の成否は、これ又對島の安危に係はる事なるを以て、多大の犠牲をも顧ず、且後世に「寛永の疑獄」と稱する徳川時代の一史疑たる「柳川事件」を惹起せしが如き苦策でさへ廻らして居る、兎に角慶長十年信使來聘を見、國交の復舊を計り、同十四年十一月に彼我の間に「慶長約條」

即ち「己酉約條」を結び、徳川二百五十年間の修交の基礎を築いたのである。後世宗家は其の疑獄により批難せられるも、島主義智の國交復舊に盡したる勞は亦没すべからずして讃すべきものであると思ふ。この慶長約條は次の如くである。

- 一、島主處歲賜米豆共一百石事、
- 一、館待有三例、國王使爲一例、島主特送爲一例、對馬島受職人爲一例事、
- 一、國王使出來時只許上副船事、
- 一、島主特送三隻定限、此外如有別遣事、則歲遣船順付事、
- 一、島主歲遣船減定二十隻事、
- 一、受職人歲一來朝、不得遣人事、
- 一、平時受職人則免罪爲幸、今不舉論事、
- 一、船有三等、二十五尺以下爲小船、船夫二十名、二十六尺爲中船、船夫三十名、二十八尺爲大船、船夫四十名、尺量船體、又點般夫之數、船夫雖多不得過定額、若否則以點數給料事、
- 一、凡所遣船皆受島主文引之後乃來事、
- 一、島主處依前例、圖書成給船着見様於紙、藏禮曹及校書館、又置釜山浦、每書契來憑考驗其眞僞、違格及無符驗船還入送事、
- 一、無文引以者賊論斷事、
- 一、過海糧對馬島人給五日糧、島主特送人加給五日糧、國王使二十日糧事、

一、他餘事一依前例事、(通文館志)

右の約條は彼の書籍に依つたものであるが、對馬の記録善隣通書等と比較すると文句に小異がある。

この約條は歲遣船を二十隻に制限したる外は永正約條とは、大差なく朝鮮役後かゝる有利なる約條の結ばれたるは寧ろ成功なりと云ふべく、宗家君臣の苦心は察すべきものである。この約條により同年釜山浦の和館は再度開かるるに至り、間もなく元和四年に其和館は全部造せられた。

この約條以後は日鮮貿易とはたゞ對馬のみに制限せられた。これ即ち宗家の國交復舊に盡したる功績に對する報酬なるとは最初記した通りである。徳川時代に於ける彼我の修交貿易につきては兩者共に多數の史料現存するを以て他日に譲り、こゝには其和館の狀況につきてのみ記述せむと思ふ。

さてこの和館は嘉吉當時と慶長以後とは其の趣を異にして居る。即ち嘉吉約條前後に於ける和館は我が各州の使船を接待するために三浦に設けられたる館を云ふのであるが、齋浦の亂後釜山浦に和館の移された後は使者の接待所のみを云ふにあらずして、島人の居留する處全部の名稱と變つて居る。この釜山浦の和館は對馬の現存する繪圖によると、恰も朝鮮支那の城市の如く周圍を高さ土壁にて築き小城郭の形をなし、其の中に使者の接待所は勿論、役所、町家等種々の建築物がある。かの永正約條以後の齋浦の和館も或はこの釜山浦と略同一形式のものではあるまいかと思はれる。この和館の名稱は彼にて名づけたもので彼の書には「倭館」と記し、我が書にては倭の字に和を當て、和館ワカンと呼んで居る。

次に元和新造和館につき記さう。對馬の史料によれば、侍屋十七、足輕屋七、町人屋八、水夫小屋二、大工小屋一、人夫小屋二、土藏十四、改番所一、番所三、賄所一、茶椀燒釜一、同土小屋二、鷹部屋

並に番所二、鷹師屋一、接待所一、寺一、外に一、合計六十五棟であるが、これ等の中主なるものは彼にて造營したが、寺、鷹部屋、侍屋、町人屋の一部、土藏等は宗家にて造營したもの、様である。なほこの和館の周圍は高さ約六尺の土壁を以て圍み、海岸には船の碇泊に、便なるために、長き防波堤が築かれてある。又この和館の面積は何位あつたかと云ふと約百間と百六十間程のものと思はれる。

次に和館に於ける役員につきて記せば、館内取締の爲に、最初代官の如きものを置いて居つたが、元和新造後は一代官二代官等十人の代官役を置いて、寛永十四年よりは其の代官の上に、「館守」(館司)なる役をおき、館内を總括せしむることになり幕末に及んだ。この館守は任期二ヶ年にして、彼より毎歳白米百三十三俵、大豆四十三俵を「馳走」として受けるのである、この馳走とは賄料の意味である。この外「裁判」なる役ありて、送使船、貿易等に關する交渉に當つた、これは最初常置の役なりしも、後には必要に應じて遣はす事となり、裁判は和館滞在中は朝鮮より馳走を受くるのである。(交隣考 假設問答、對馬編 檢略、善隣通書)

裁判有田空兵衛の如きは寛永九年より慶安四年に至る迄二十一年間其職にあり、其の間以酌菴送使、副特送使、信使日光山參拜、日光廟の國王額字等の交渉に盡力し、又彼より寛永十五年より毎歳白米五十石木綿五同を贈らるゝに至つた。(韓錄)右が主なる役で、其外種々の役がある。次に館内に寺があるが、其僧は「書役僧」と云ひ、佛事のみならず彼我往復の文書を司とるので相當學識ある者が選ばれて行く、なほ醫師、通事(通詞)鷹師等が居る、鷹師は毎歳宗家より幕府に献すを鷹を飼ふために置かれてある。鷹を献する事は足利時代より慣例である。一體この和館内に日本人が何程居つたかと云ふと町人船大工其外を加へて百五六十人位のものと思はれる。



元和の和館は寛永五年に一部の修補をなし、正保三年に僉官屋(使者の宿所)等を對馬より大工二十人、役夫五十二人を經營使に附して遣り修繕せしめ、又其後彼にて對馬の請により船滄等をも改築して居る。(善隣通書、知津録)

## 九

元和造營後十二年目萬治元年十一月に宗家より使者唐坊佐左衛門を遣し、和館を釜山城に移さむ事を請ふた。其の理由は島主義眞より彼の禮曹參判に宛てたる書簡中に、

倭館之浦難禦風波、無緣維船、庶幾移倭館於釜山之城、欣幸、吾聞義成亦以斯事告諭于貴國、曲折平智友應縷陳焉(家の記録、善隣通書)

とあり、たゞ碇泊に不便なりとの理由である。又この書簡により既に前島主義成(正保三年死)の時に移館の交渉を開始して居つたことがわかる。是に對して翌年四月に參判愼天翊より

倭館之設、今已六十餘年、一朝難移、事係重大、決不可從、  
と、第一回の交渉に不成切に終つた。

しかし其後四年目寛文元年七月に使者平田隼之尉を遣り再度交渉せしめ、其島主の書に、  
前年遣一价之次、以移館之一節、雖然不許可焉、每有風波、難爲維船、常以憂之、故令差遣平成喬、專爲告此一事也、竊望被移倭館於釜山之城焉  
と。これに參判柳慶昌は左の如く答へて應じなかつた。

來示移館一節、決難從副之意、詳覆於貴价之還、而況因盛懇、既許改築略滄、制朝廷欸厚之義、盖可

見矣、令復執此爲言、何其不諒之甚也、

さてこれ迄この移館に付きては何等幕府に届をして居らなかつたのであるが、かくする中に寛文七年四月七日夜和館に火を發して、其建物の大半は焼失したので、これを機會として同年六月四日島主より幕府に移館の急務なる事を陳述し、其理由七八ヶ條を擧げて其の許可を願つて居る。其の届の覺に據れば(一)風波の難、(二)和館の傍を流るる河水による土砂の沈積、(三)飲用水の不便、(四)交通の不便等の諸點である。この届の中に

一此以前より屋鋪之有所、朝鮮之内「まきの島」、「さくない」と申、此二ヶ所迄替候例御座候、只今之屋敷釜山浦迄三所にて御座候、

とあり、「さくない」は齋浦のことであらうか、又「まきの島」は今の絶影島のことであるが、こゝに和

館のあつた確實なる記録は對馬の方にはまだ見ぬが、通文館志に

或曰絶影島亦有倭館基址、而其建廢無從可據云、姑存之以俟博攷、

とある。

同年移館のことは幕府より許可されたので、其翌八年十月使者吉川次郎兵衛を遣り、三度目の交渉をさせておる。其島主の書に、

曩日請移館廳於釜山城、曾詳不允容之情、更罔可強求之理義、爾後勤築舡艙、然屢觸風波、幾成沼渚、難泊歲船、切望隨宜易地、成物之美、土地變換、人物勞費、匪無不思、而無便湊泊、仍卷崙价以告此事、弊邦鱈浦亦積年渡口狹隘、最厭災障、必欲相攸改居、顧不妨行李往復、兩國修好之要津也、惟左右恕諒焉、

と、これに對して翌年參拜姜栢斗次の通り答書して又應じなかつた。

釜山乃弊邦之邊鎮、爲移賓館處爾、撤去母論、在我自處之、如何其於貴州侍隣道果何如哉、至更於相別洲墮宜易地云者、亦甚不當、蓋舊館之設、所由來已久、今以一事之不便、乃欲移、藉令施移之後、又有不便、則其將又移之耶、……且鱉浦之地、貴州所理、自彼改築、於我無干、藉此爲言、尤所未解、若敵邦津梁、或有移易、則貴州亦效我而移之耶、冀諒此意、

されどなほ屈することなく、同九年十二月使者加城六之進を遣り四回目の交渉をせしめたるに翌年七月參判張善澈次の如く答書してなほ應じなかつた。

事若可爲、則固無待於一价之使咫尺書、如其不可爲者、雖十輩項背、恐徒苦遠涉也  
又其翌十一年二月使者津江兵庫を遣り、五回目の交渉をなさしめ、其島主の書に、

所告移館之一舉、只緣三不祥也、蓋夫通信渡港、海角乖戾、津泊不恒、館宇卑僻、天障交責居常、改築船滄、縱令雖相千萬、風濤侵尋、狹闊多變、是即以難險治不治、偏所以不免維舶之憂、而永不可以爲兩國交構之要地也、素所可移而未移之、實所可易而未易之、此其一也、況今殊方慕日本超渤海、四序共與輻輳、以之蠻股漂蕩者、昔日少而近歲益多、是故二十有年前、欽奉嚴命以來、屢轉達執送之事也、而蠻種之輩、中間頗編置、義方不可拘留、此其二也、加之僞船妖孽、兩國患難所罹、前非不追、後非可制、厚邊災之興也、大都自西南、此其三也、

且津江は彼の接慰官に對し縷々移館の必要を説き、其後禮曹の返簡の草稿を見て、移館の承諾のことなく、又蠻船の事につき書中不當の語があつた。よつて津江等は彼に接待を請ふも例外なりと稱して應せざるを以て、八月二十三日東萊府に至り接慰官、同府使等と議論し敢て和館に歸らずして、遂に十二月

三日津江は病を以つて仆れた。(實は)されど副官等は節を持して猶歸館しなかつた。右の使者の東萊滯在中六月に六回目の者仁位孫右衛門を遣り回答を促した。されど彼答へずして、漸く十二年六月參議金益良書を島主に贈り先きの津江一行の無禮を詰つた。これが爲宗家より同年閏六月其の一行を呼戻し、同九月重臣杉村采女を使者として遣し、七回目の交渉をなさしめた其の島主の書に、

累年所請移館之一節、終不賜允容、還忘煩瀆、頻々諭之、前言不得已主事、而不得止之請也、謂覆載之間、變化有數、移邑易地古今之常道、貴國深慮、堅辭難之、而未詳靳固之意、恐似薄誠信、夫踏水火者求免於人也、濡足雋火救之不辭、若是何哉、精誠之至也、今此憂之難避、同蹈水火、既有可救之道、而終莫之救也、且以隣之誼耶、不佞司事於兩國之際、唯有齊整通津專全交義而已、故以聞東都、移鰐浦渡於佐須奈浦、而嶄鑿大船越、直開舟程之要路、曾雖非貴國所干、通信之外無他、願佐浦與釜山、地方乖戾、舟行回轉、往復多難、今既移館於南紀、則涉渡得便、唇齒尋盟、永共得無窮之幸、とある。

さて前記の如く宗家は移館につき萬治元年より寛文十二年迄十五ヶ年、其間使者の往復する事前後七回に及んだが、其の甲斐ありて其翌延寶元年十月參判李殷相の移館同意の回答に接したのである。即ち移館事閱歲往復、留難到今者、初非薄於誠信、而蓋絲於理勢之使然、洛江以西、雖尺寸之間、決不可許副、故已悉此意於前後回覆、今不更贅……

多太浦、牧場、草梁頂等三處、亦舊館之南、設館下碇且皆便好、故試令來价看審自擇、則其中草梁地勢最優、從其所願、以爲移設之所、即以此意分付邊岫、而第本道連值凶歉、民方饑饉、此時始役勢所

不能已、與來价商議、姑待來秋、如許、曲折來价想々申、夫館宇之移設事非容易、而朝廷之曲軫而勉副者、實出於垂恕之德意、惟願貴州之深體而克念焉、

こゝに於て愈々草梁頂に和館を移す事に決定した。さてこの難問題たる移館に彼の同意せしは恐らく寛文十一年十一月十五日夜釜山浦和館復火を發し、殆全焼したるためであらう。

其翌年九月宗家より使者をやり、其同意を深謝して居る。其島主の書に、

茲移館之一節、察納累年往復所啓之情、而蒙許諾、慰滿素望銘感之甚、無以爲諭也、……三處皆在釜館之南、而令前价擇、則草梁之地勢取勝、故圖來、得見也、乃使平成令啓東武之執政、仍達臺聽、蒙宣移館之嚴命、又是欣幸無已、更承貴國偶值凶年、故相議以今秋當移設、方今宣經營之秋也希速成矣、とあり、其翌年二月參判李俊耆より返簡來り此春より工事に着手することとなつた。

こゝに於て宗家より同月經營使佐治李左衛門等を遣し、工師、匠人、役人等百五十人を伴はしめた。宗家にては彼の負擔費用の輕からざるを思ひ、同五年の一ヶ年間は送使を止むることとした。

この和館は延寶三年に起工せられ、足かけ四ヶ年を閲し同六年春に竣工したが、其の彼の支出せし費用は料米九千餘石、銀六千餘兩にして、二十萬の人力を要したとのことである。この新造の和館を「草梁和館」又は單に「草梁館」とも稱し先きの釜山浦の豆毛浦の和館を新館に對し「古館」と呼ぶのである、かくして新館が落成したので、同年六月宗家より使者杉村伊織を遣り其の落成を謝せしめて居る。其島主の書に、

茲因新館營作、累年勞貴國民、故速落成、已移舊館、匪啻我遂素望、永以爲兩國之好也、想非貴國能交

際之道、況又左右厚悃眷之勤、何以至斯欣感之至、不可勝言、

これに對して同九月參判尹深より返簡が來て居る。

さて以上は移館の大要であるが、元和四年豆毛浦の古館が造營せられてより六十一年にして新館に移り、爾後は復移館の事なく幕末に及んだのである。

## 一〇

この延寶落成の和館の狀況につきては、彼我共に記録、繪圖が現存するので大要を知ることが出来る。

この新館は牧の島(絶影島)に對する海濱に沿ひ、其の境域は對馬の史料によれば、最初東西四百五十間南北三百五十間であるが後には少しく狭くなつて居る。又彼の増補交隣志には館基東西三百七十二步四尺南北二百五十六步外

橋周圍一千二百七十三步とあり、「倭俗以六尺爲一步」と記しておる。この周圍には高さ六尺の石垣或

は土塀を廻らし南、東北は海濱にして、西には草梁川流れ、北面には石垣に沿ひて堀を造り、恰も一孤島の如く長崎の出島の觀がある。東に「守門」と稱する城門に類するものありて、平常の通用門である、

又北南の方に同じく二門あり、こは各船の使者の宴大廳(饗應所)並に肅拜所に赴く時に限り開かれるのである、新造當時この三門であつたが、其後南海濱に面して一門設けられた、増補交隣志に「設門」と

あるはこれを云ふのであらう。次に是等各門並に周圍の要所には夫々番所(六處伏兵幕)があつて彼の役人等館の内外を監視して居る。以上が館の周圍の狀況であるが、其の内には彼我より建築したる家數

十がある。即ち彼の造營にかゝる主なるものは増補交隣志に依れば東に館守家四十間、裁判家三十間、並に開

市大廳四十間(開市場)がある、この三大家には各中門、曲橋、廁間等が附せられ、「東館」と總稱し、次に西方

に東、中、西の三大廳あり、こは各船の使者の宿泊接待所にあてられ、各々二十間、これに各々數十間の東西兩軒、六行廊、曲橋、厠間、水門等が附せられて、これを「西館」と總稱するのである。彼にて一間といふは通文館志に「以營造尺長廣八尺爲一間、倭制則以六尺五寸爲一間」とあれば、彼の二間は我が三坪にあたるのであらう。

次に對馬の出費にかゝる建物は即ち公一代官、公三代官、公代官、公下代、通事、知掌官、別三代官、別代官、醫師の諸家と公代官並に別代官の會計廳、鷹房、土藏等で其外神堂(金羅社辨天社)と東向寺とがある。なほ對馬の現存の繪圖によれば、東向寺には三重塔並に鐘樓を備へて居る。

次に當時の館内の總人數並に役員であるが、「對藩政事問答」によれば、寶永七年頃は館守以下足輕迄九十四人、この外町人、大工、船手のもの等合せて六百餘人である。次に諸役員名は時により廢止、改名はあれども、参考迄に「從寶曆三年至安永二年朝鮮に被差渡候役々名前帳」の記載する處を掲げて見れば、

館守、一代官、判商官、知商官、勘定官、幹事官、御勘所御用、館司書役、館醫、和館普請役、判方御目付、御徒士目付、別御用御目付、御鷹御用等で、これ等は三年交代の定である。

次に新舊兩館共に館内人は散歩のため館外一定の距離即ち「禁標」迄は自由に許されて居るが、其れ以外は堅く禁せられておる。これにつき異本朝鮮物語に、

日本館より日本道一里半程先に石碑を建置、日本人是より先へ不參様にと碑の銘有之候て、日本人は是よりは參候儀不相成事、

と見え、又石碑の外に木標を以てする處もある、これを「際木」といふ。この新館の禁標は延寶四年に定められたが後同七年十月裁判井出彌左衛門彼と協議して、坂の下家際に石碑、草梁頂家際並に草梁頂川際に際木を各々建てた。(知津録)康熙十五年四月(延寶四年)に定められた彼の禁制中に、

一、日本之人、如或有標木外濫出之弊、則須即來告、以爲各別處置之地事、

とあり、又天和三年に建られた和館の禁制中にも第一ヶ條に、

一、禁標定界外、毋論大小事、闌出犯越者、論一罪事

とあり、一罪とは死刑の事である。序に記して置くがこの和館の禁制は全部五ヶ條であるが石に刻してあり、明治十五六年頃迄は存して居つたと聞いて居るが若し現存して居れば、日鮮貿易史を語る立派な金石文である。

かく禁標外に日本人の出づる事を嚴禁して居るも、彼岸と盆との二期のみは古館の墓參のために出づる事を許されて居る。しかしこれとても鮮人が其前後を警衛するのである。彼國の我に劣らず鎖國主義であつたことが解せられる。

次に和館と離る可からざる彼の建物につきて記して置かう。和館の近くに宴享大廳三十間なるものが

ある。これは公須間二十間、大中小の諸門等備はり釜山東萊の役人が各船の使者と會見し、且彼等のため

に饗宴を開く處である、次にそれより半里程隔りて、客舍即ち殿牌奉安所あり、正廳及東西軒四十間にし

て、中門、左右翼廊備はり、樓閣式の建築にて白粉を以て塗られてある。是れ國王遙拜所で、各船の使

者は必らずこゝに來り禮拜する定で、其の時は東萊釜山の兩令立座で燃燭上香して拜するのである。



最後に和館の修理につきて記して置く。館は濱海沮洳地にあるため傾圮し易い、そのため造營後時々小修理をしたが、二十五年目元祿十五年に大修理を加へられ、其時は歲遣船をも停止したので、以後是を例として、二十五年目毎に全部に大修繕を加ふることとなつた。この大修繕を彼にて「大監董」といひ、又不時の燒燼等による改建及び限年による修葺を「小監董」といふ、この時は各「監董官」なるものが任命せられて事に當るのである。然るに文化六年以後は彼の懇望により、「大監董」の期限を四十ヶ年に延すこととなつた。(交隣志、善隣通書等)

さて以上が草梁和館の概略であるが、今日陸に大厦高樓櫺比し、海に大船小帆を見る半島の門口たる釜山府の市街の往時を回顧すれば、これ即ち前述草梁和館の地である、今日海面遠く埋立られ街衢改正せられ、當時の面影は痛く損せられて居るも、なほ現在釜山府廳のある丘は和館當時館内を統括せし館守の館のありし地であり、又同市の守護たる龍頭山神社は和館落成の年即ち延寶六年三月島主義眞の和館鎮護、航海安全のために、遠く讚岐より金刀比羅大神を勸進奉祀せしに始まる。猶市街には當時の建物の一二存して宗家の定紋たる四ツ目、五七の桐ある瓦を見るのである。しかし其の地を踏まざるものは云ふ迄も無く親しく、其地を踏むものも之を知る者は少い。否其地に永年居住するものと雖も之を知るものは甚だ乏しいのである。然れども彼我の書籍を涉獵し、以て往時を温ぬれば、其の地の日鮮貿易史上に於ける位置の重大にして看過すべからざるを知るのである。

さて上記せし處を顧れば、宗家の李氏朝鮮との修交の起源より、三浦の開放、嘉吉約條、三浦の亂、永正約條、薺浦の變と釜山浦、慶長約條と元和の和館並に延寶の和館の大略を摘録したに過ぎないが、若

し讀君諸彦にして、これにより三浦の變遷と和館の概略を知られるならば、自分の満足する處であり、猶又本文の遺漏誤謬の點につき御教示を賜はるならば更に感謝する次第である。

武 田 勝 藏